

第16期 水俣学講義

「胎児性・小児性水俣病患者～被害を訴え続ける～」

2017.12.7

水俣学研究センター

田尻雅美

## 水俣奇病対策と救済措置 発生当初「奇病・伝染病」

日本脳炎に準じ、伝染病の防疫措置に従い、患者を隔離、消化器伝染病及び日本脳炎に準じて井戸や自宅を消毒、昆虫等駆除を実施

1956年 5月28日	<p>「水俣市奇病対策委員会」(水俣保健所、市医師会、市立病院、チツソ附属病院、市衛生課で構成)発足し、患者の措置・原因究明にあたる。</p> <p>伝染病と早合点して因襲的な考えから、ひたむきに患者発生を隠蔽していた。</p>
7月27日	<p>伝染病「擬似日本脳炎」とし、市隔離病院(避病院)に隔離 * 医療費負担がない</p>
8月	<p>奇病発生地域の消毒 井戸の消毒、患者発生自宅の消毒及び鼠族駆除</p>
8月3日	<p>熊本県衛生部が、厚生省に「原因不明の脳炎様疾患多発」を報告</p>
8月30日	<p>熊本大学病院藤崎台分院、隔離病棟に「学用患者」として収容 * 医療費負担がない</p>

奇病・伝染病への恐怖が、患者とその家族に向けられ差別が始まった。

## 胎児性水俣病患者の発見

### 原因究明のための調査対象者としての脳性小児麻痺患者

水俣病の発見とほぼ同じ頃に水俣病と発生時期も発生場所も同じ地区に、生まれつきの脳性小児麻痺様患者が多発

これらの患者達は汚染された魚貝類を食べていなかった

当時の医学会では、胎盤は毒物を通さないのが常識であったため、水俣病の被害が胎児にまで及ぼされるとは考えもつかなかった。

#### 原因不明

- 奇病、かわいそうな存在でなく、差別の対象
- 親が差別から守る

# 原因追及のため調査が続く

親たちは周囲の患者の発生の仕方や、子どもの症状、自分たちの魚の食べ方から「うちの子は水俣病に違いなか」

## 行われた検査

①	採血 一般的なものとアドレナリンを患者に注射し4時間後に採血するなど
②	髄液の採取
③	糞尿の採取
④	聴力
⑤	血圧
⑥	心電図
⑦	毛髪水銀

水俣市立病院

保健所

熊本大学医学部

九州大学医学部

呼び出しがあると「今度こそは診断をつけてもらえるのでは」と期待して出かけて行っていた。

「あるとき、子どもたちが市立病院に皆集められて一晩がかりで検査されたことがありました。脊髄液を採ったり、頭のレントゲンを撮ったりされて、子どもたちがヒィヒィ泣くのを、親たちは耳をふさいで廊下で待ちました。それでも「脳性マヒ」のくりかえし。かげではずいぶん“ヤブ医者”と言いついたり、面と向かって「どこに検査すれば気のすむとですか」

そんな頃は、水俣病という診断さえつけば治療を受けてようなる（治る）ちおもったんですな

1957年8月	水俣奇病罹災者互助会結成(後に水俣病患者家庭互助会)
---------	----------------------------

チッソ工場へ  
補償金2億3千万円、  
一人当たり 300万円を要  
求



チッソ工場側  
「厚生省の発表では、病気の原因  
と工場排水との関係はなんら  
明らかにされていない」

1959年11月	水俣市に(11/21熊本県に陳情)被害補償の陳情
	工場前に座り込み



「魚をとっても売れない。それで漁民の暮らしたから食うの困っているのです。」「もう、本当に食うか食わず、米代も皆働けないから、ないわけです」  
「(前略)私たち正門に座り込んでおってはずかしい思いをしながら、従業員の人にさえも私たちは隠れながら、座り込みをやっておりました。」

# 責任の所在がないままの見舞金契約

- 1959年12月30日 見舞金契約

死者	30万円
葬祭料	2万円
年金 成人	10万円/年
年金 未成年者	3万円/年 (成人に達したら 5万円/年)

水俣病紛争調停委員会
寺本熊本県知事
岩尾熊本県議会議長
中村止水俣市長
河津県町村会長
伊豆熊日社長

「将来、原因が工場排水と決定しても  
新たな補償要求は一切しない」条項があった。

責任の所在もないものであった。

その後、水俣病がチッソ株式会社を原因とする公害と認められるまで被害者たちは放置。

\*厚生省 水俣病患者診査協議会設置（臨時）

「この案を呑まなければわれわれ調停委員会は手を引くといわれ、患者達は、生活の苦しさで孤立した闘いのなかで、ついに涙を飲んでその「見舞金契約」に調印した。」

# 胎児性水俣病の認定 障害者に「水俣奇病」

1961年3月	一人の脳性小児麻痺患者が死亡し解剖され、その結果、その子どもだけが胎児性水俣病と認められた。 他の子どもたちは、認められず。
---------	---

役所の人

一人は水俣病とわかったが、ほかの子どもたちがみんなそうだということはわからないので、もう一人死ぬとわかる

1962年9月	もう一人の胎児性患者が死亡し解剖され、その結果、胎盤を経由した水俣病であることが証明された。
11月	胎児性水俣病 16人が認定 2011年現在、故原田正純先生の調査では、胎児性水俣病患者 68人

# 公害健康被害の補償などに関する法律による補償 ー公害「水俣病」ー

## 裁判と自主交渉によって得た補償協定

1968年5月	チッソ工場 アセトアルデヒド製造停止
1968年9月	政府が水俣病は公害と認定
1969年12月	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」→水俣病認定手帳
1973年3月	水俣病第一次訴訟原告勝訴判決→自主交渉
7月	補償協定締結
1974年9月	公害健康被害の補償等に関する法律

# チツソとの補償協定 1973年

表 チツソとの補償協定等による認定患者への補償内容 1973年

チツソが直接負担 (単位=円)

内容 / ランク	A	B	C
慰謝料	1800万円	1700万円	1600万円
特別調整手当 月額	60,000	30,000	20,000
医療手当(治療費) 通院	4,000~5,000		
入院	5,000~7,000		
医療費(治療費)	チツソが全額負担		
介護費	5,000~10,000		
葬祭料	200,000~233,000(1974年当時)		

出典)平成24年4月2日ミカコ第1号 チツソ株式会社水俣本部 本部長 木庭竜一  
「医療手当および介護費の額の改定について(ご報告)」「水俣病問答集」より作成

身障者は迷惑しとつとですよ。町を歩けば、人は水俣病て見ますから。金が入るとるて見られてから...

表 チツソとの補償協定等による認定患者への補償内容 1973年

患者医療生活保障基金 (単位=円)

内容 / ランク	A	B	C
おむつ手当	10,000		
介添手当	10,000		
香典	100,000		
胎児性患者就学援助金	小学生	25000/年	
	中学生	35000/年	
温泉治療費	無料券32回分 宿泊無料券4回分		
	家族無料券	家族半額券	
鍼灸治療費	はり、きゅう施術利用証が必要		
マッサージ治療費	1回300円、20回/年(1974当時)		
通院のための交通費	270~680		
その他必要な費用			

出典)平成24年4月2日ミカコ第1号 チツソ株式会社水俣本部 本部長 木庭竜一  
「医療手当および介護費の額の改定について(ご報告)」、「水俣病問答集」より作成

補償金を得たことへの羨望が新たな差別へとつながった。

## 病院・施設、学校教育の中で

1959年	水俣市立病院水俣病専用病棟
1965年	水俣市立病院付属湯之児病院 西日本で初めてのリハビリテーションを備えた病院
1972年	水俣市立重度心身障害児（者）施設「明水園」 認定された水俣病患者だけの施設

水俣市では被害者が多く、水俣病が社会的問題になったこともあって医療施設を設置

そのことにより水俣病患者達は一箇所に集められ、治療、リハビリと医療を中心としたケアが受けられた。しかし、そのことが却って長期施設入所を可能にし、現在に至っても施設暮らしを強いられることにもなっている。

## 「悲惨な子ども達」という強烈な印象

「部屋に入るとむっと悪臭が鼻につきました。7、8人寝転がっていました。犬の遠吠えのような唸り声をあげ、タオルの胸かけが、よだれでべとべとになっていました。救いを求めて熊本から母を呼び、48歳の私は母にしがみついて寝まし

た」(1963年)

松本勉・上村好男・中原孝矩編『水俣病患者とともに 日吉フミコ闘いの記録』草風館2001年P39

「いたいけな小児患者が“**生ける屍**”としてベッドに釘付けにされたり、片言しか云えない小児がヨチヨチ廊下をよろめき歩くのを見たり、或は漁村のあばら家に母親の涙の眼に見守られている身動きできない小児患者を見ると、なんとも云えない義憤の心が浪うつのである。」(1964年)

内田守「水俣病のリハビリテーションと社会的治療の諸問題」『熊本短大論集第34号』熊本短期大学 1967年6月p28

## 坂本しのぶさん

1956年7月 水俣市袋 坂本家の次女として出生

1962年11月 胎児性水俣病と認められる

1963年4月

水俣市立病院に入院

水俣市立第一小学校特殊学級に入学

毎週土曜には自宅に帰り、月曜の朝、病院に戻る

「楽しかった。先生たちと遊んで楽しかった。」  
「夜は泣きよったって、寂しかったの。」

「月曜の朝が一番嫌だった。家におりたかった。」

望まない施設、病院生活、しかも、自分ひとりだけに愛情を注いでくれる母親、または保護者がいない生活を胎児性患者たちは数年にわたって送ってきた。

ただ、胎児性水俣病患者の十数名が同じ病院施設に入院または入所していたことで、お互いが友人と相談相手となり、その関係は現在も続いている。

## 水俣病訴訟と運動 ～被害の象徴～

1972年 国連人間環境会議（ストックホルム）

原田正純、宇井純、浜元二徳さん、坂本フジエ、坂本しのぶさんらが参加

胎児性患者坂本しのぶさんは母親に「この子を見てください」と言われ、参加者の前に姿を現し、公害の絶滅をアピール

「胸がいっぱいになってドキドキしていた。会場に上って、私はみんなに水俣病の事を知って欲しかった。嫌だったけど行ってよかったと一番に思っている。どうして自分ばかり表に出なるとかなと思った時もあった。（しかし、）胎児性は私一人、（訴訟派では一人）。清子ちゃん達は別だった。裁判じゃない。裁判派の中で胎児性水俣病患者の中で自分で歩いてまわりきるのが私一人、だからしょうがないと思った。」

坂本しのぶ

水俣病闘争の中で「金はいらん、元の体を返せ」

水俣病によって受けた被害補償が金目当てではないことを訴えている

## 胎児性水俣病が担ったこと 見える被害としての象徴

1969年6月患者原告たちがチツソを被告に損害賠償請求を提訴した水俣病第一次訴訟以降、胎児性水俣病患者は被害を強調

水俣病裁判闘争、自主交渉と水俣病の社会的運動が盛んになるにつれて、水俣病を題材にした写真集、映画、「水俣病を告発する会」などメディアが運動の一環として大きく登場

被害の大きさ、残酷さ、深刻さを世間に訴え理解してもらうために胎児性患者たちは、映像、写真を中心として登場

# 自立への模索

1973年判決直後	「裁判は終わったが闘いは今から始まる」声明
1975年	「仕事ばよこせ！人間として生きる道ばつくれ」のビラを配布
1977年	若い患者の今後についてチツソと直接交渉
	成人式でビラの配布
1978年9月23日	「石川さゆりオンステージ」開催
1983年7月3日	「みちことオーサー」上映会
1991年11月	胎児性患者半永一光さんの写真展 など

医師に水俣病と診断されても、認定審査会で水俣病と認定されないと水俣病患者として認められず、補償を受けられない。

水俣病の未認定問題が大きな社会問題

認定申請者が増加

裁判で解決を求める マンモス訴訟 熊本、福岡、京都、東京

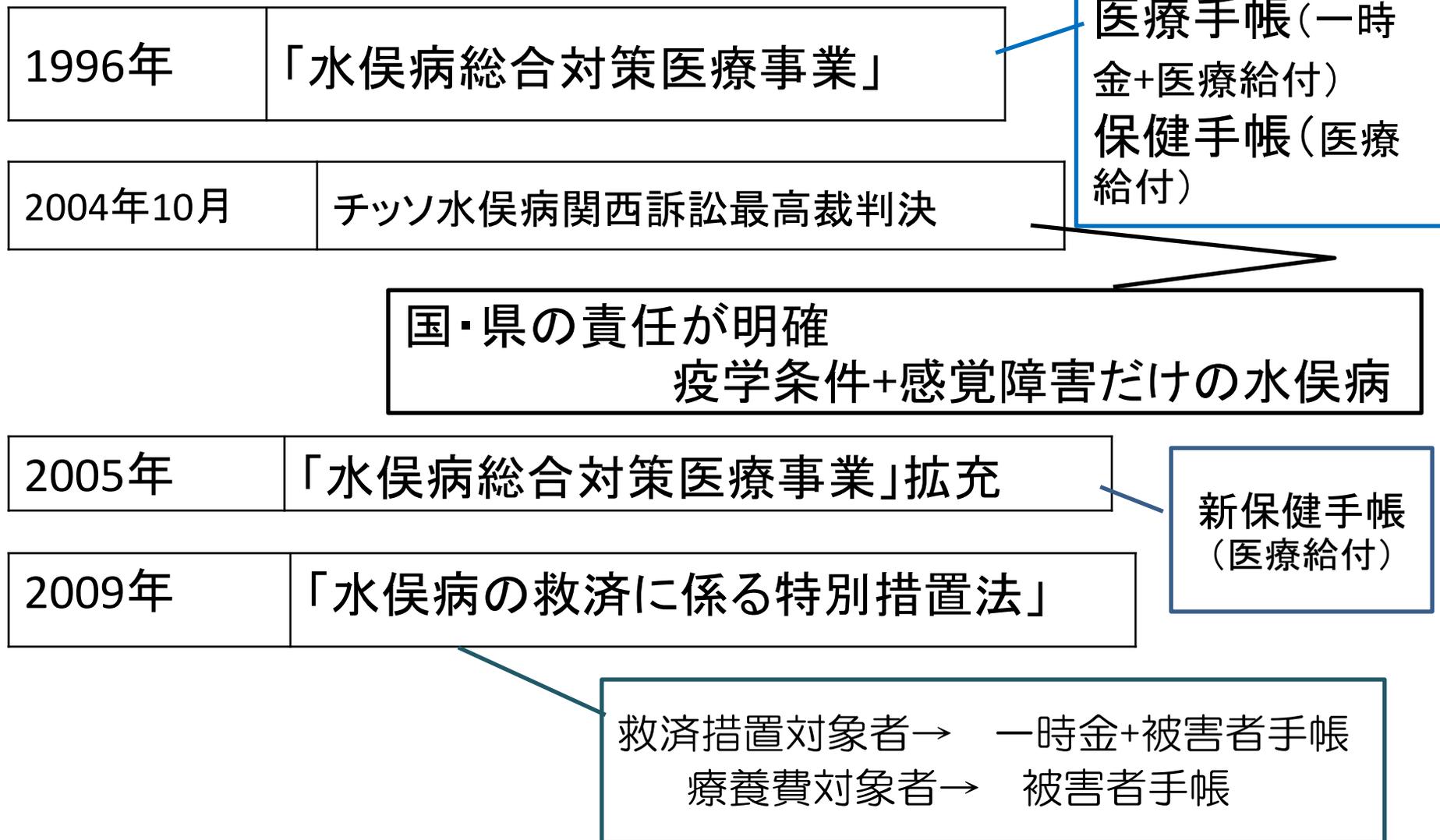
小児性・胎児性水俣病患者たちは、被害を訴えることを担い続ける

# 水俣病総合対策医療事業・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法による救済－救済による責任放置－

表7 各訴訟における和解勧告の状況

訴訟名	裁判所	和解勧告	和解受諾	
			チツソ	県
3次1陣訴訟	福岡高裁	平成2年10月12日	平成2年11月28日	平成2年11月26日
3次2陣訴訟	熊本地裁	平成2年10月4日	平成2年11月5日	平成2年10月31日
東京訴訟(A号・B号共通)	東京地裁	平成2年9月28日	平成2年10月5日	平成2年10月15日
関西訴訟	大阪地裁	平成4年12月7日	平成4年12月25日	平成4年12月25日
京都訴訟	京都地裁	平成2年11月9日		平成2年12月21日
福岡訴訟	福岡地裁	平成2年10月18日	平成3年1月22日	平成2年12月21日

# 総合対策医療事業・水俣病被害者特別措置法による救済－救済による責任放置－



# 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する 特別措置法

\* 検査所見書と提出診断書に感覚障害あれば、  
一時金+被害者手帳

\* いずれかにおいて感覚障害があり+水俣病にもみられる  
症状があれば、被害者手帳

メチル水銀の曝露を受けた可能性がある方のうち以下の条件に該当する場合

①四肢末梢優位の感覚障害がある

②全身性の感覚障害があり、その他の四肢末梢優位の感覚障害に準ずる場合

③昭和43年12月31日以前に対象地域に居住、または魚介類を多食した

④昭和43年12月31日以前に対象地域に居住歴がなくても魚介類を多食したと  
認めるのに相当な理由がある場合(胎児期曝露を含む)

対象者

1995年政治的解決 以降

救済の対象者は水俣病ではないが一定の症状があり、  
「救済を求めるには無理からぬ理由がある。」

あいまいにされたこと

\*「水俣病の発生・拡大に対する行政責任」

\*「水俣病患者としての補償」

被害者に出された条件

\* 一切の訴訟や認定申請、行政不服審査請求の取り下げ

2004年10月 関西訴訟最高裁判決 \* 国・県の責任が確定

2013年4月	溝口訴訟最高裁判決 勝訴 現行認定基準(52年判断条件)によって棄却とした熊本県の判断を覆した
---------	---

# 「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」

平成26年3月7日

環境省総合環境政策局環境保健部長

## 2.総合的検討の内容

### (1) 申請者の有機水銀に対するばく露

①申請者の体内の有機水銀濃度	汚染当時の頭髪、血液、尿、臍帯などにおける濃度
②申請者の居住歴	住民数に比してどの程度の数の公健法等に基づく水俣病の認定があったかを確認すること
③申請者の家族歴	同居家族等の中に、公健法等に基づく水俣病の被認定者がいるかどうか、どの程度いるか
④申請者の職業歴	同居していた家族等が、漁業等の魚介類を多食することになりやすい職業に従事していたか、その内容と期間

# 認定基準により、放置された患者たち

## 「小児水俣病の判断条件について」

(1981年7月1日環境庁企画調整局環境保健部長通知)

「小児水俣病とは、暴露を受けた母体からの有機水銀が胎盤を介して胎児に移行することにより起こる胎児性水俣病及び生後有機水銀を経口摂取することにより起こる後天性小児水俣病から成るものであるが、通常、両疾患は共存している可能性が大きく、また、両疾患の関与を厳密に解明することも困難であるので、両疾患を合わせて小児水俣病とするものである。」

# (1) 疫学条件について

小児水俣病の疫学条件を判断するに当たっては、当該児妊娠中の母親(以下母親という。)又は当該児が汚染時期に汚染地域に居住していたことが前提となるものであること。

ア. 母親の当該児妊娠中における毛髪中の総水銀濃度が、50ppmを越えるか、又は母親が後天性水俣病に罹患している等母親に濃厚な汚染があったと認められること。

イ. 臍帯のメチル水銀濃度が乾燥重量で1ppmを越える等当該児に濃厚な汚染があったと認められること。

## (2) 臨床症候について

小児水俣病の臨床徴候を判断するに当たっては、他に原因を求め難い脳障害の存在がその前提となるものであること。

ア. 知能障害があり、かつ、運動障害を前景とする種々の程度の神経障害が認められること。

イ. 後天性水俣病の症候の組合せが認められること。  
ただし、感覚障害が認められないことがあり得るものであること。」

(以下略)

## 原田正純先生の問題提起

「先天性(胎児性)水俣病—胎生期におこった有機水銀中毒—」

### 小児性水俣病患者

「かつての小児水俣病が20年後に、小脳症状、知覚障害が証明されなかったり、自覚症状が主だったりする例があることから考えると、成人の水俣病の診断基準ではあてはまらない特徴がある可能性がある。そのことは、今後に残された問題である。」

「先天性(胎児性)水俣病—胎生期におこった有機水銀中毒—」『水俣病 20年の今日の課題』有馬澄雄編 p369 青林舎 1979年

# 「放置」されていた患者の認定

2000年2月	1963(昭和38)年生まれの男性(認定時36歳) 鹿児島県出水市 両親:認定患者 1995年保健手帳を返上し認定申請した。
2000年12月	1961(昭和36)年生まれの女性(認定時39歳) 鹿児島県出水市 父親:認定患者 母親:医療手帳 へその緒水銀値0.725ppm
2008年12月	1955(昭和30)年生まれの男性Nさん(認定時53歳) 鹿児島県出水市 両親:認定患者
2013年11月	1948(昭和23)年1月23日生まれの男性(認定時65歳) 水俣市の湯出地域 家族に認定患者はいない

## 第2世代訴訟

2007年	10月11日	熊本地方裁判所に提訴
2008年	2月14日	第1回口頭弁論
2013年	11月1日	1人の原告が公健法の認定。
2014年	3月1日	判決 3人は水俣病と認め、5人は認めず
	4月	控訴
	12月8日	第1回 控訴審 福岡高裁
2015年	10月15日	認定義務付け訴訟を熊本地裁に提訴
2018年	3月5日	第11回 控訴審 福岡高裁
	2月5日	第12回 認定義務付け訴訟口頭弁論

## 新潟水俣病 訴訟

2007年	4月1日	新潟地裁に提訴
2013年	12月	認定義務付け訴訟を新潟地裁に提訴
2015年	3月10日	判決 7人は水俣病と認められ、4人は認めず
	3月31日	控訴
	10月14日	第1回控訴審 東京高裁
2016年	5月30日	認定義務付け訴訟判決 7人勝訴、2人敗訴 控訴
	9月26日	認定義務付け訴訟控訴審第1回弁論
2017年	11月29日	認定義務付け控訴審 東京高裁 9人勝訴
	12月4日	新潟市上告せず。9人行政認定へ

# 被害の状況（熊本県と鹿児島県）

水俣病認定の現状（平成29年9月末現在）

	認定者数	現在の認定申請者数	申請総数延べ	棄却数延べ
熊本県	1,789	1,020	21,927	12,265
鹿児島県	493	986	5,365	3,886
合計	2,282	2,006	27,292	16,151

出典)熊本県・鹿児島県HPより筆者作成 閲覧日2017年10月5日

	熊本県	鹿児島県	備考
95年救済策対象者	12,374人		(2011年12月31日現在)両県
特措法による給付対象者	19,306人	11,127人	2014年8月29日熊本日日新聞夕刊

2010年5月31日現在 環境省 医療手帳受給者数 11,152人 保健手帳交付者数 1,222人→23,165人  
 (環境省は1,222人となっているが、熊本・鹿児島県に問い合わせると23,165人) (特措法による手帳に移行)

# 水俣病にかかわる様々な手帳

水俣病患者と認めないまま  
給付される手帳



認定された患者の手帳  
(同じ手帳なのに色が違う。)



種類が多く、当事者たちは、違い  
を理解していない人も多い。

これらの以外に裁判で認められた人の  
手帳がある



水俣病の被害を訴え続ける 2017.9.28

「水銀に関する水俣条約」の第1回締約国会議 水俣への思いをささげる時間

「私は15歳の時にスウェーデンに行きました。水銀の恐ろしさを伝えに行きました。61歳になりました。みんなどんどん悪くなっています。歩けなくなりました。このTシャツは胎児性の人が書いてくれました。みんなの気持ちを持ってきました。私も悪くなっています。これが最後だと思って来ました。

**何べんも何べんも**言ってきました。

水俣病は絶対に終わっておりません。

今も裁判で闘っている人がおります。

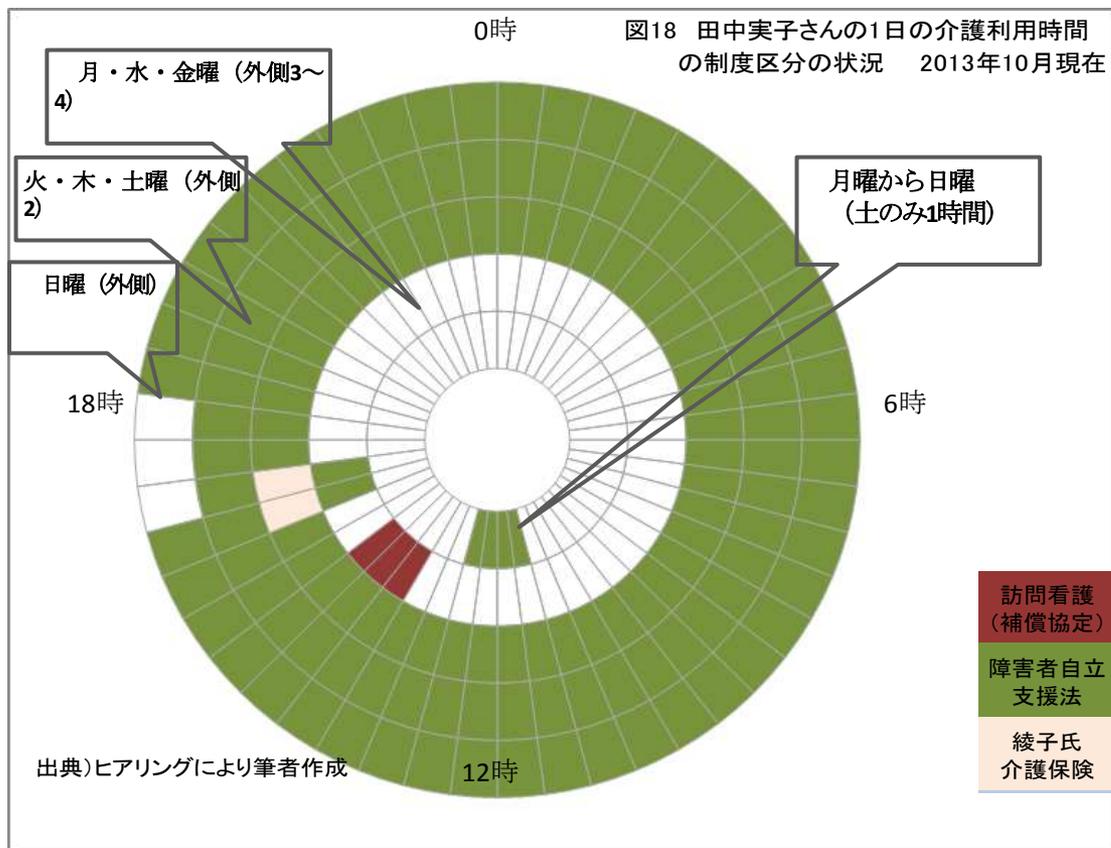
水銀が埋め立て地にあります。県も国も何もしておりません。患者の気持ちになってやってください。水俣病は終わっておりません。」

「今年も五月一日がやってきた。(中略)この日が水俣病公式確認の日であることは参列者の多くが知っているだろうが、国道三号線のすぐ下に、水俣病公式確認の契機となった第1号患者が、ひっそりと、生き続けていることを何人が意識しているだろうか。三号線からわずか数百メートルも離れていない家に半世紀以上も密やかに、病魔との孤独な闘いを続けているのである。」

「（中略）三歳で発病した実子さんには1973年に原告側が勝訴した一次訴訟を通して一時金1800万円と月々の手当が出ているが、問題が終わったものとして世間から注目されることも少なくなかった。5月1日の慰霊式の日にはさえ訪れる者もなく、マスコミに取り上げられることもない。一次訴訟のあの時の裁判原告たちは『補償金をもらった』から問題は終わったものとして忘却されている。」

# 公式確認となった女性は今

- 両親の死後、姉夫婦が中心となって介護を行っていた。
- 2009年姉が入院、2010年姉の夫が入院
- 在宅生活を続けるためには補償協定だけでは、生活をする事ができない。
- 彼女の介護は、障害者総合支援法に基づく重度障害者等包括支援により居宅介護（食事介助、家事援助、訪問入浴、排せつ介護）と訪問看護を利用し在宅生活を続けている。



## 参考文献・引用文献・おすすめ文献

原田正純著『水俣病』岩波新書、1972年

原田正純著『水俣病は終わっていない』岩波新書、1985年2月

花田昌宣・原田正純編著『水俣学講義 第1～5集』、日本評論社

原田正純著『水俣が映す世界』日本評論社、1989年

熊本県環境公害部『訴訟概要』平成5年10月

原田正純著『水俣・もう一つのカルテ』

原田正純著『いのちの旅―「水俣学」への軌跡』東京新聞出版局 2002年

原田正純、田尻雅美、山下善寛「環境病跡学―環境汚染による疾病の疫学的診断方法」  
『社会医学研究』第26巻 2009年6月

熊本学園大学水俣学研究センター『ブックレットNo.1～15』 熊本日日新聞社

花田昌宣著『水俣病研究序説』藤原書店、2004年

熊本県水俣病相談事務所『水俣病問答集』1995年4月

砂田明編『季刊不知火-いま水俣は』季刊不知火・編集室、1975年5月～1979年3月

日本弁護士連合会公害対策委員会『水俣よみがえれ-水俣病実態調査報告書-』1983年

東京・水俣病を告発する会編 縮刷版『告発』『告発』縮刷版発行委員会1971、1974年

吉田司『下下戦記』白木社、1987年12月